

## 【国際協力人材育成研修】

### 2019年度国際協力人材育成研修

国際協力部教官

小島 麻友子

#### 第1 はじめに

2019年11月10日から同月21日までの間（移動日を含む）、国際協力人材育成研修を実施しました。

この研修は、法制度整備支援に携わる人材を育成するため、法制度整備支援に関心を持つ法務・検察職員を対象に、法制度整備支援の理解を深め、将来法制度整備支援業務に従事する場合に必要な知識及び技術の一端を習得させることを目的として、2009年から毎年1回実施している研修です。

令和元年度は、東京都昭島市内にある国際法務総合センターでの国内研修のほか、ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という。）及びラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）で国外研修を実施しました。

本稿では、研修参加者がどのような研修を受けたのか、研修の概要を御紹介します。

#### 第2 研修参加者

この研修には、法務省民事局の遠藤啓佑局付、法務省民事局総務課登記情報第2係の金久保拓郎係長、東京法務局訟務部の岡崎華里訟務官、盛岡地方検察庁一関支部の及川裕美検事、横浜地方検察庁の山内賢志検事、福岡地方検察庁の伊藤みずき検事、大阪地方検察庁の瀧谷明日香検察事務官の合計7名が参加しました。

#### 第3 研修概要

研修は、別添「2019年度国際協力人材育成研修日程表」のとおり実施しました。

##### 1 国内研修前半

法務省が実施している法制度整備支援の概要に関する講義や国際協力部で働く国際専門官の業務に関する講義を実施したほか、国際協力部教官がそれぞれ自身の担当する国の法制度整備支援の概要について講義をしました。

さらに、国際協力部長からは、国際協力部教官に求められる能力、日本の法制度を理解することの重要性、各国の法制度などについて講話がありました。

また、「長期派遣専門家の仕事」に関する講義においては、独立行政法人国際協力機構（JICA）の長期派遣専門家としてラオスで法制度整備支援に従事した経験を持つ国際協力部副部長から、長期派遣専門家の役割、ラオスで行った法制度整備支援活動の内容、長期派遣専門家に必要な知識や能力、法制度整備支援の魅力等についてお話がありました。

## 2 海外研修

### (1) JICAプロジェクトの現状説明及び長期派遣専門家との意見交換

ミャンマー及びラオスのいずれにおいても、JICAプロジェクトオフィスを訪れ、現地で活動している長期派遣専門家からプロジェクトの現状について説明を受け、また、長期派遣専門家と意見交換をしました。



【ミャンマーJICAプロジェクトオフィスにて  
長期派遣専門家の説明を聞く研修参加者】

### (2) 研修参加者による講義

この研修が始まる前、遠藤局付、金久保係長、岡崎訟務官は、日本の権力分立と立法過程について、また、及川検事、山内検事、伊藤検事、瀧谷事務官は、日本の法曹人材育成について、それぞれミャンマーやラオスでの権力分立や立法過程、法曹人材育成制度と比較しながら講義をすることができるよう準備するという事前課題に取り組みました。

そして、実際に、ミャンマーでは、連邦法務長官府（UAGO）とのミニセミナーで講義をし、ラオスでは、国立司法研修所で研修生に対して講義をしました。



【ラオスの国立司法研修所での研修参加者による講義風景】

### (3) 裁判傍聴

ミャンマーにおいても、ラオスにおいても、刑事裁判を傍聴しました。

ミャンマーでは、殺人事件や薬物事件など、合計4件の審理の一部や判決宣告を傍聴しました。

また、ラオスでは、合計3件の薬物事件の審理及び判決宣告を傍聴しました。

いずれの国においても、傍聴後、担当した裁判官からそれぞれの事件の概要や手続について説明を受けました。

ミャンマーでは、裁判官から、原則として裁判官は1人で審理をする旨の説明があったのに対し、ラオスでは、「最新の裁判所法では、裁判官一人で裁判を行うことも可能となったが、実施に向けて訓練中、準備中であるため、単独で審理された事件は未だ一件もない。」旨の説明がありました。

また、ミャンマーの法廷は、裁判中であっても自由に出入りができ、裁判官は、傍聴席で会話をする傍聴人がいても注意をすることはなかったのに対し、ラオスの法廷では、私語はもちろん、傍聴席で足を組むこと、自由に出入りすることすら許されませんでした。

### (4) JICA事務所訪問

JICAミャンマー事務所及びJICARラオス事務所をそれぞれ訪れ、JICAがそれぞれの国で実施している支援の概要などについて説明を受けました。

JICAミャンマー事務所では、JICAがミャンマーで行っている初等教育カリキュラムの作成の支援、病院に設置されている錆びた医療用酸素ボンベを新しくする取組の支援などについて紹介がありました。また、人身取引被害者支援能力向上・協力促進プロジェクトのチームリーダーである北林春美氏から同プロジェクトに関する講義を受けました。この講義では、国際労働機関（ILO）などが出している人身取引被害者の推計結果、人身取引の定義や類型、人身取引が多い要因<sup>1</sup>、人身取引撲滅のためにJICAが実施している支援<sup>2</sup>などについて説明がありました。

JICARラオス事務所では、JICAがラオスで行っているヴィエンチャン国際空港の運営・維持に関する支援やヴィエンチャンバス公社の運営改善に関する支援、小学校の算数のカリキュラムを改訂する支援、医療現場に免許制を導入する支援などの紹介がありました。

### (5) 在ミャンマー日本国大使館訪問

ミャンマーの元長期派遣専門家であり、現在、在ミャンマー日本国大使館で勤務されている國井弘樹一等書記官から、ミャンマーにおいて官民によってなされている法分野における国際協力や日本が法制度整備支援を行う理由について説明を受け

<sup>1</sup> 北林氏は、人身取引が多い要因として、貧困、武力紛争の存在、自然災害が少なくないこと、汚職により人身取引に対する適切な対応がなされていないことなどを挙げました。

<sup>2</sup> 北林氏より、JICAでは、被害者の社会復帰や再被害の防止に取り組む人材の育成を支援している旨の説明がありました。

ました。また、國井一等書記官が長期派遣専門家だった当時実施した法制度整備支援活動や現在大使館において法曹として果たしている役割などについてもお話を伺いました。

#### (6) ラオス最高人民検察院訪問

ラオス最高人民検察院副長官を表敬し、その後、国際協力・計画局副局长のカンペット・ソムヴォラチット氏から日本のラオスに対する法制度整備支援に関する説明を受けました。

カンペット氏からは、これまでの日本の支援に対する感謝の言葉が述べられ、JICAの民法制定の支援過程において、先進国の法理論を学ぶことができ、民法制定に携わったサブワーキンググループメンバーの考察方法が変わってきたこと、ラオスにおいては法曹養成のための教育の質が十分でなく、法制度整備支援のニーズがまだ存在すること、民法制定<sup>3</sup>を支援したアドバイザリーグループの先生方に対しては、「先生でありながら、両親みたいな気持ち」を抱いていること、日本の法制度整備支援は、提案をラオス側に押し付けることなく、ラオス側の要望に従い、必要な情報を共有してくれるという伝統があることなどにつき言及がありました。

研修参加者からは、日本の法制度整備支援の特徴について他の国の支援と比較して良い面と悪い面を教えてほしい、民法典の成立過程において法案提出前にどのように意見を聴取し、また、法案提出後どのように理解を得て法案の承認に至ったかに関して手続や苦勞を教えてほしいとの質問がありました。

#### (7) ラオスにおける刑事法サブワーキンググループ会合の傍聴

証拠法Q&A集の作成に取り組んでいるサブワーキンググループの会合<sup>4</sup>を傍聴しました。

### 3 国内研修後半

研修参加者が自ら設定したテーマに基づき発表を行いました。

遠藤局付は「ミャンマー・ラオスにおける立法過程について(?)」、金久保係長は「法整備支援の対象国を知る」、岡崎訟務官は「法整備支援の普及活動について」、及川検事は「ミャンマー・ラオス間のワーキンググループの相違及びその要因」、山内検事は「ミャンマー・ラオス両国で裁判に関する研修を受けて」、伊藤検事は「日本だからこそできる法整備支援」、瀧谷事務官は「法整備支援の普及について」をテーマとし、それぞれ発表しました。

<sup>3</sup> ラオスでは、2018年12月に民法が成立しました。

<sup>4</sup> 2019年11月21日及び同月22日に、サブワーキンググループで作成したQ&A集(案)について、合同調整会議のメンバー等へ説明し、意見を伺う会議が予定されており、今回は、その会議に備えるための会合でした。

#### 第4 おわりに

研修実施前の私の心の片隅には、わずか10日間ほどの研修で法制度整備支援についてどこまでを伝えることができるのだろう、そんな不安がありました。

しかし、研修が進むにつれてその不安はなくなりました。研修参加者からの質問の数は増え、また、興味を持って見聞きしているというのがその表情、言動から伝わってきました。

また、研修最終日に行った研修参加者の発表は、この研修を通して伝えなかったことが少なからず研修参加者に伝わっているということが感じられるものでした。

研修参加者は、この研修に参加し、何を考え、何を感じたのでしょうか。このICD NEWS 3月号には、研修参加者が寄稿した研修に関する記事を掲載していますので、是非お読みください。

最後に、この研修に御協力くださいました関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

2019年度国際協力人材育成研修日程表

月 日	午前	12:00	午後	18:00	備考				
11 / 日 10	法務総合研究所宿泊棟(国際法務総合センター内)入寮				東京泊				
11 / 月 11	10:00 研修員自己紹介	10:35	10:45 講義「法務省の法整備支援」	12:00	13:00 講義「各国法整備支援の概要1」	15:50	16:00 講話	17:00	東京泊
	国際協力部	国際協力部	国際協力部	国際協力部	国際協力部	国際協力部	国際協力部長	国際協力部	
11 / 火 12	9:45 講義「国際専門官の業務」	10:40	11:00 講義「長期派遣専門家の仕事」	12:00	13:00 講義「各国法整備支援の概要2」	15:50	16:00 海外研修オリエンテーション	17:00	東京泊
	国際協力部 専門官	国際協力部	国際協力部 副部長	国際協力部	国際協力部 各国担当教官	国際協力部	国際協力部 担当教官	国際協力部 担当専門官	
11 / 水 13	羽田空港(10:35)発-(バンコク経由)-ネービードー(19:20)着				ネービードー泊				
11 / 木 14	10:00	12:00	14:00	16:30	ネービードー -ヤンゴン				
	ミャンマープロジェクトの現状及び長期派遣専門家との意見交換		連邦法務長官府(UAGO)とのミニセミナー						
		ミャンマー JICAプロジェクト事務所 (連邦法務長官府内)		連邦法務長官府					
11 / 金 15	10:00	12:15	13:30	16:30	17:00	18:00	ヤンゴン泊		
	ヤンゴン東地方裁判所訪問・裁判傍聴等		JICAミャンマー事務所訪問・講義 (ミャンマーにおけるJICAの活動及び人身取引対策プロジェクト)		在ミャンマー日本国大使館訪問				
		ヤンゴン東地方裁判所		JICAミャンマー事務所	日本国大使館				
11 / 土 16	ヤンゴン(10:30)発-(バンコク経由)-ヴィエンチャン(18:50)着				ヴィエンチャン泊				
11 / 日 17					ヴィエンチャン泊				
11 / 月 18	9:00 ラオスプロジェクトの現状 及び長期派遣専門家 との意見交換	10:15	10:30 最高人民検察院表敬及び協議	12:00	13:00 国立司法研修所長表敬	14:00	14:00 国立司法研修所における参加者による講義	16:30	ヴィエンチャン泊
	ラオスJICAプロジェクト事務所		最高人民検察院	国立司法研修所		国立司法研修所			
11 / 火 19	10:00 裁判傍聴	12:30	13:30 刑事法SWG会合傍聴	16:00	16:10 JICAラオス事務所訪問	17:00	ヴィエンチャン発 (20:30) (バンコク経由)	機内泊	
		ヴィエンチャン首都裁判所		ラオスJICAプロジェクト事務所		JICAラオス事務所			
11 / 水 20	羽田(6:55)着	資料整理・レポート作成				東京泊			
11 / 木 21	9:45 課題発表・総括質疑応答	12:30	13:30 閉講式		原庁へ				
		国際協力部		国際協力部					

## 2019年度国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局登記情報センター室

金久保 拓郎

### 1. ご挨拶

ICD NEWS 読者の皆様、こんにちは。法務省民事局の金久保と申します。平成21年4月に法務省に採用されて以来、主に登記関係の業務に従事してきました。今回、国際協力人材育成研修に参加させていただき、日本が行っている法整備支援について現地で勉強させていただきましたので、この研修で学んだこと、感じたこと等について、寄稿させていただきます。法整備支援については、元々、法務省職員として最低限のレベルで知ってはいましたが、正直、具体的にどのようなことを行っているのかは知りませんでした。法曹資格者でもないし語学が堪能なわけでもない私がそんな状態でこの研修に参加することは図々し過ぎる気もしましたが、国際協力という分野には非常に興味があり、滅多にない機会であると割り切り、思い切って参加させていただきました。そんな私が書く本稿なので、法整備支援に詳しい方には何の面白味もないと思いますが、「法整備支援ってどんなものなんだろう」という興味を持っている方に、より強い興味を持っていただく契機になれば幸いです。

### 2. 研修の概要

研修の行程や内容等については、色んなところで詳しく書かれていると思うので、ここでは本当に概要だけ記載しますが、本研修は、研修参加者に支援活動の現場を直接見聞させること等により、日本の法整備支援活動をより具体的に理解させること等を目的に行われるものであり、2019年度は、①入寮、②研修参加者同士の顔合わせ会（有志での懇親会）、③国内研修（法整備支援対象国の担当教官からの各国の活動状況の講義等）、④ミャンマー訪問（現地事務所で長期派遣専門家との意見交換、日本で言う法務省職員との意見交換、裁判所職員との意見交換、裁判傍聴、JICA事務所職員によるミャンマーでの活動紹介、日本大使館訪問等）、⑤ラオス訪問（現地事務所で長期派遣専門家との意見交換、日本で言う最高検職員との意見交換、国立司法研修所における講義実施、裁判傍聴、裁判所職員との意見交換、JICA事務所職員によるラオスでの活動紹介等）、⑥帰国後、個別に設定した課題報告という流れで実施されました。

### 3. 本研修を通じて考えたこと

#### (1) 法整備支援の意義

法整備支援とは、言うまでもなく、「開発途上国や市場経済への移行を進める国などに対して、それらの国々が進める法制度の整備を支援すること」ですが、その意義をどう捉えるかは、人によって差があるのかと思います。端的に言えば、「税金を使

用している以上、日本国の利益になるように戦略的に実施すべきだ」という方と、「国際協力は、目先の利益に捕らわれず、真に相手国のために行うべきであり、これにより培った相手国との信頼関係が日本国にとって何よりの財産になる」という方とがいます。そして、法整備支援に深く携わっている方ほど、後者の気持ちが強いように感じました。実際、私も、研修に参加する前は、前者の気持ちが強かったと思いますが、実際にミャンマー、ラオスに行って、現地の方々に接すると、法整備支援の最大の成果は現地の方々の日本のこれまでの法整備支援活動に対する強い信頼にあるのではないかと感じ、後者の気持ちが強くなったと思います。今後、日本企業の国際展開は益々活発化していくことが予想され、そのときに、事業を行う上で必要不可欠な法制度が整備されている必要があるのはもちろんですが、法整備支援を通じて得た日本への信頼は、日本企業にとって極めて心強いものになるだろうと思います。また、国としても、国際社会のプレゼンスを高めていくに当たり、発展途上国からの信頼を得ることは極めて重要な要素になるはずです。さらに、発展途上国の法制度が整備されること等を通じてこれらの国が発展し、社会状況が安定することは、日本国のみならず、世界中の全ての人々の利益に資するものです。一行政官として仕事をしていると、普段は、中々世界に目を向ける機会がなく、偏狭な（自分の係のためだけの）観点を持つようになってしまいがちですが、本研修で、このようなことではいけないと強く感じ、普段から、広い視野を持って仕事をしようと思いを決めました。

## (2) 寄り添い型支援の徹底

日本の法整備支援活動について、寄り添い型の支援（相手国の状況を把握し、選択肢を与え、相手国が望む支援を行うこと）を行っているというのは、なんとなく聞いたことがありましたが、教官や長期派遣専門家など、法整備支援に携わっている全ての方が、日本の法整備支援は寄り添い型で行うんだという共通の認識を持っていることに、感銘を受けました。寄り添い型支援では、自国の制度を当てはめて終わるような押しつけ型の支援と比べて、①目に見える成果が出るのに時間がかかる、②必ずしも支援国の思い通りの結果にならないなどのデメリット（あくまで比較の問題ですが）があるかと思います。しかし、寄り添い型支援を実施してきた歴史こそが、日本が強い信頼を得ることになった最大の要因なんだろうと思います。また、①法整備支援の成果は、支援対象国に根付き、支援対象国の発展に繋がってこそ意味があるものであること、②上記（1）に記載したように、寄り添い型支援を実施することによる信頼関係の構築は、昨今の国際情勢を踏まえると今後に向けて大きな意味があると考えられること等から、寄り添い型の支援を継続していくべきだと強く思います。寄り添い型支援を行うためには、支援対象国を知ることが最も重要だと考えます。そして、支援対象国を知るためには、何よりも、現地に行くことが最も効率的だと思います。日本では当たり前のこととして考えていた、政治体制（いくらでも批判できる等）、宗教観（無宗教の人も多い等）、賄賂（不要）、貧困との無縁さなどは、そもそも歴史が異なるので当たり前ですが日本とは異なる点ばかりで、座学でもある程度のこととは勉



強できると思いますが、帰国後に記憶に残っているのは、やはり現地で見たこと、聞いたことによるものが圧倒的に多いです。その意味で、寄り添い型支援を実施するに当たり、現地に常駐する長期派遣専門家の役割は非常に大きいものがあると感じました。

### (3) 適切な目標設定の必要性

国内研修で色々な国の法整備事業の現状を教えていただいたり、ミャンマーとラオスに行って両国を比較したりした結果、法整備支援の活動の内容は国によってだいぶ違うことを知りました。考えてみたら当たり前ののですが、支援対象国の状況によって必要な支援は異なるはずで、例えば、民法か刑法か、その中でも、基本法を起草する段階か、知財法等の個別の法律の整備が必要な段階か、運用ルールを統一するためのガイドブック等を作成する段階か、ガイドブック等を使用して効率的・効果的に実務家を養成する段階か等の違いがあり、相手国の状況によってその内容は千差万別です。そうなる、支援対象国が求める支援を実施するために大事なことは、適切な目標設定を行うことであり、支援する側としては、支援対象国が適切な目標設定を行うために有益な選択肢を提示することが重要だと考えます。目標設定の流れについて、あまり詳しくは分かりませんが、支援対象国の政府方針等を踏まえて、日本としての大きな支援方針を定め、それに基づき、法整備支援等の各活動の支援方針を定め、その後、具体的なプロジェクト目標が定められていくようでした。寄り添い型支援を行うためには、方針決定の各段階において、適切に選択肢を提示することが不可欠な要素であり、法務省として、積極的に関わっていく必要があると考えました。

### (4) 語学の必要性

一般的に、法務省職員が法整備支援に携わる可能性があるのは、ICDで教官等になるか、長期派遣専門家として現地に派遣されるかのどちらかだと思います。私は、法曹資格者ではないので、長期派遣専門家になることはないと思われませんが、ICDで教官等になる可能性はなくはないと思っているものの、語学に堪能であるとはおおよそ言えない私には、ICDに対して壁というか後ろめたさのようなものを感じているのが実情です。私は本研修に参加するまで、2回しか外国に行ったことがなく、しかもその内の1回はハワイで（ハワイが外国じゃないとは言いませんが・・・）、あまり外国慣れしていない上に、私が主に携わってきた登記の分野は、基本的にドメスティックな世界であったこと等から、語学の勉強を本気でやったのは中学生で最後かなという語学レベルでした。このような状況でも、現地での買い物や飲食等は、ジェスチャーを交えて、なんとかできました。しかし、現地の方々との会話は、主に英語で行われており、当然のように英語で自己紹介されても、ほとんど聞き取れず、ニコニコしながら平常心を保つのが精一杯でした。さらに、法整備支援活動を行うに当たっては、現地の言語（ラオスだったらラオス語等）を把握していないとなんともならない場面（「代理」に関する条文を検討しようにも、現地の言語では「代理」という言葉自体がないなど）もあり、一般的なやり取りをするための英語に加えて専門的なやり取り

をするための現地語も勉強しなければならないのは、私にとってはかなりハードルが高いことです。一方で、英語その他の外国語を勉強することで、色々な世界が開けることに対して、大きな期待を膨らませている自分がいることも否定できません。このような状況を踏まえ、帰国後は、とりあえず一般的な会話ができる程度まで英語を勉強することに決めました。ただし、本稿を執筆時点（帰国後約2か月後）では、まだ始めていません（英語を勉強するのに適していると噂のアプリは検索済み）。なお、私事で恐縮ですが、私はこれまで、息子の教育方針等の場面で、妻に対し、「これからの時代、通訳アプリがどんどん進化するので、英語の勉強なんて無意味である」という過激な主張をしてきました。そんな私が英語の勉強をして、しかもあまり上達しなかった場合には、「自分が苦手だっただけじゃないか」というそしりを受けざるを得ないので、英語の勉強は、秘密裏に行いたいと思います。

#### (5) 国際協力への今後の関わり方

ミャンマーで、夕食後にタクシーに乗っているときに、4～5歳くらいの女の子が、深夜にもかかわらず、1人で（親も隠れて近くにいたのかもしれませんが）、裸足で、信号待ちをしているタクシーに向かってきて、花を売ろうとしていました。私には溺愛している2歳の娘がいるのですが、生まれた国が違えば、娘に、深夜に1人で裸足で花売りをさせなければならなかったかと考えたら、涙が止まらなくなってしまいました。今後、法整備支援に職務として携わることがあれば、職務を通じて国際協力に尽力するのは当然ですが、職務として携わることがなくても、一個人として、どのような形で国際協力に貢献できるかを、常に模索して生きていきたいと考えました。

## 4. 最後に

雑駁ではありますが、以上が研修報告になります。本研修は、法整備支援の活動を具体的に理解するために大きく役立つとともに、一緒に現地を過ごした研修参加者等との時間がとにかく楽しかったです。最後に、本研修を実施していただいた法総研の教官、国際専門官を始めとしたICD職員各位、現地で何から何までお世話していただいた長期派遣専門家の皆様、そして大規模なシステム更改が目前に迫り極めて多忙である中でも快く研修に送り出していただいた登記情報センター室職員各位に感謝を申し上げて、終わりにさせていただきます。

## 2019年度国際協力人材育成研修に参加して

東京法務局訟務部民事訟務部門

岡崎華里

### 第1 はじめに

私は、令和元年11月10日から21日までの12日間、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）により実施された国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加させていただいた。

本研修は、法務省が今後も開発途上国に対する法制度支援活動を適切に推進していくために、これに携わる人材を育成するものである。

国内において法務総合研究所国際協力部による法制度整備支援に関する講義を受けた上、支援対象国（ミャンマー及びラオス）を訪問し、支援活動の現場を直接見聞させることで、法整備制度支援を具体的に理解させ必要な知識及び技術を学ばせることを目的としている。

本報告では、国内研修及び国外研修の概要並びに私の所感について報告させていただくものである。

### 第2 国内研修（国外研修前）

国内研修では、法制度整備支援の基本的知識を得るために法制度整備支援、日本の法制度整備支援の特徴、法制度整備支援に欠かせない長期専門家の仕事、国際協力部の活動等の講義を受講した。その上で、教官による各国における日本の法制度整備支援並びに今回訪問予定のミャンマー及びラオスの法制度整備支援について講義を受けた。

法制度整備支援は、支援対象国で支援方法に違いがあり、以前に成功した方法が別の国では必ずしもうまくいくとは限らないことが分かった。また、日本の支援は、日本の法制度や価値観を押しつけるのではなく、相手国との対話を通じて、実情に合った法制度を共に考える、寄り添い型の法制度整備支援であることを学んだ。海外研修では、寄り添い型の支援とはどのようなもので支援対象国との関係はどのようなものか見聞したいと思った。

国際協力部の部長及び副部長からは、現在に至るまでの法制度整備支援に関与されてきた経験を講義していただき、海外研修に参加する上で大変参考となるものであった。

### 第3 国外研修

#### 1 ミャンマー

##### (1) ミャンマー長期派遣専門家との意見交換

長期派遣専門家によるミャンマープロジェクトの現状について講義を受けた。国内研修での講義でも触れられていたが、現在、調停について力を入れていることが

よくわかった。カウンターパートである連邦法務長官府（UAGO）の協力により、調停に関する広報ビデオ等の作成にも携わり、調停を導入しただけでなく、ミャンマーで調停の利用率を上げるための普及活動にも力を入れていた。普及活動は、日本が、ミャンマーへ調停を導入したことをミャンマー国内で示す機会でもあり、今後の支援を継続するためにも重要なものであった。

支援国（ドナー）との間では、支援するプロジェクトについて競争が激しいことが分かった。日本も、競争に負けて断念したプロジェクトがあるとのことであった。このようなことにならないために、支援国の価値観を押し付けるのではなく、支援対象国と対話をし、支援対象国の信頼を得ることの重要性を感じた。また、支援対象国との対話を通じて実情を知り、共に考えることで、今度どのようなプロジェクトについて支援が必要か把握と準備ができ、現プロジェクトが終了しても、次のプロジェクトへつなげていけることが分かった。

ミャンマー長期派遣専門家との意見交換によって、支援国間の競争、寄り添い型の支援の重要性を実感した。海外研修を通じて、支援対象国と日本との関係性等について、見聞したいと思った。

#### (2) 連邦法務長官府（UAGO）とのミニセミナー

連邦法務長官府を訪問し、「日本の権力分立と立法過程」及び「日本の法曹人材育成について」をテーマとして講義を行った。

その後、連邦法務長官府のメンバーからミャンマーに関する歴史的経緯の講義があった。この講義は、ミャンマーの法制度の歴史が、現在に至るまでどのような変遷を経ているのかまとまっているものであった。ミャンマーで法整備制度支援に関与するためには、押さえておくべき内容だと感じ、海外研修の初日に受けられたのは大変有意義となった。

#### (3) ヤンゴン東地方裁判所訪問及び裁判傍聴等

ヤンゴン東地方裁判所における事件の傾向やミャンマーの裁判における当裁判所での役割や手続等の説明を受けた後、刑事事件を3件傍聴した。

日本の法廷と大きく違い、法廷内への出入りが開放的で、傍聴席でも自由に雑談していた。弁護士、裁判官の法廷服も独自のものであった。特に驚いたのは、証人尋問についてその場で文書化し、傍聴席からも見る事ができる程度の画面に映し出し、代理人等に間違いないかその場で確認する手続が行われていたことであった。通訳はなかったので内容はわからなかったが、日本との違いを肌で感じる事ができた。

#### (4) JICAミャンマー事務所訪問及び講義

JICAミャンマー事務所を訪問し、ミャンマーにおけるJICAの活動について説明を受けた後、「ミャンマーにおける人身取引問題とJICAの協力」について講義を受けた。

JICA事務所を訪問して、法制度整備支援はミャンマーに対する支援の一部で

あり、最重要プロジェクトではないことが分かった。法制度整備支援の側面から見ていた場合には、法整備することは何よりも重要だと思っていたが、生命身体に危険があるような状況では、法制度整備支援は後回しになることは、講義を受けて当然だと思った。

JICA事務所との協力は欠かすことができないので、法制度整備支援は、他のJICAプロジェクトを進める上でも必要であること、他のプロジェクトとも整合性を取ることを理解してもらい、JICA事務所の協力を得ていく必要性を感じた。

#### (5) 在ミャンマー日本国大使館訪問

在ミャンマー日本国大使館を訪問し、國井書記官から法曹による国際協力について説明を受けた後、意見交換を行った。

国際協力をする上で①相手国の時間の流れを意識し、現地の人と会うときは自分の発言で相手が何を思うか意識することが重要であること、②法制度整備支援は短期的に成果は出ないので、支援について広報活動が重要であること、③法制度整備支援は現地で一緒に働き原因を共有することで分かることが多いので、長期専門家の派遣は重要であることの3点が印象に残った。

大使館を訪問するという貴重な機会をいただき、大変有意義なものとなった。

## 2 ラオス

### (1) ラオス長期派遣専門家との意見交換

長期派遣専門家によるラオスプロジェクトの現状について講義を受けた。現プロジェクトはフェーズ3（2018年～2023年）に入り、フェーズ1及びフェーズ2の成果である教材を、ラオス国内で普及することにも意識して活動していた。

ラオスはミャンマーよりも法制度整備支援の開始が早く支援期間が長いので、ミャンマーとの類似点や相違点を意識したいと思った。

### (2) 最高人民検察院表敬

最高人民検察院を表敬し、副長官らと意見交換を行った。

日本のラオス法制度整備支援が20年を迎えたこと、今までの支援内容について説明があった。その上で、今日までの支援について深く感謝を述べられ、今後も支援を続けてほしいとの強い要望があった。また、今後の支援について、ラオス側の要望を説明するだけでなく、日本側からラオスが足りない点があれば積極的に提案をしてほしいと述べられたことが印象的であった。このような発言はミャンマーでは見られず、法制度整備支援を通してラオスと深い信頼関係を構築していることの表れだと感じた。この信頼関係は、日本がラオスと対話を通じて、ラオスの実情に合った法制度を共に考えて支援してきたからこそ得られたものだと思った。

### (3) 国立司法研修所における参加者による講義

国立司法研修所を訪問し、同研修所の学生に「日本の権力分立と立法過程」及び「日本の法曹人材育成について」をテーマとして講義を行った。

通訳を介しての講義であったが、学生は講義内容をよく理解しているように感じ

た。いくつか質問があり、「裁判の透明性をどのように確保しているのか。」との質問では、学生の意図がなかなか伝わらない場面があった。質問の意図は「賄賂を受けてないのか。」とのことであった。透明性との言葉で、日本とラオスで捉え方、感じるものが違うことから、法制度整備支援で日本側の意図を伝えること、支援対象国の意図を捉えることは難しいと感じた。その中で、20年にもわたり支援を続け、信頼関係を構築しているラオスプロジェクトの偉大さを感じた。

#### (4) 裁判傍聴

ヴィエンチャン首都裁判所において、薬物事件の裁判を傍聴した後、担当した裁判体による当該事件の説明を受け、意見交換を行った。

日本の刑事裁判を傍聴したことがなく、日本との比較が十分にできなかったが、被告が傍聴席の1番前に座っていたこと、複数の事件を同時に裁判していること、弁護人がいないことなどセキュリティや手続面での違いを感じた。ミャンマーとも比較ができたので、有意義なものであった。

#### (5) 刑事法SWG会合傍聴

刑事法SWGが、完成した証拠法Q&A集（問題集）を最終確認し、合同調整委員（JCC）に報告するための会合の様子を傍聴した。

会合冒頭で、まず伊藤専門家（長期派遣専門家）から、本日の会合目的、進行方法及び完成した問題集の改善すべき点の提案があった。SWGは伊藤専門家の提案で会合が進められており、長期派遣専門家への信頼が厚いことを感じた。また、伊藤専門家の提案や進行は、会合に対して押しつけるものではなく、SWGの進行を手助けするために意見を述べるものということがうかがえた。また、会合は想像していたよりも自由なものであり、会合中にもかかわらず、退席や雑談等が始終行われていた。日本で行われる会議とは違ったものであった。その中で、伊藤専門家が運営委員会（MC）からの指摘を正確に伝えたり、会合が順調に進むように調整していたことは印象的であった。伊藤専門家の発言は、会合を調整しているが、押しつけるものではなく、SWG会合の意思を尊重したものとなっていたので、伊藤専門家の役割は誰にでもできることではないと思った。

#### (6) JICAラオス事務所訪問

JICAラオス事務所を訪問し、ラオスにおけるJICAの活動について説明を受けた。

ミャンマーJICA事務所同様に必ずしも法整備制度支援が最重要プロジェクトではないことを感じた。大きなプロジェクトではあるが、ラオスでは保健医療分野が整っておらず、他の援助機関（WHO）とも連携して支援する必要があった。保健医療が整っていないことは、現地に来て説明を受けて分かった。ミャンマーでは問題とされていなかったため、法制度整備支援をする上でも、支援国の状況に興味を持ち、情報収集することの必要性を感じた。

#### 第4 国内研修（国外研修後）

帰国翌日に、各研修参加者が、国外研修を受けるに当たって各々設定した研究テーマについて、国際協力部の部長、副部長及び教官の前で発表を行った。

各研修参加者が本研修をどのように感じていたか分かり、有意義なものであった。

#### 第5 所感

本研修に参加するまでは「法制度整備支援」について、法務省の業務の一つであるということしか知識がなかったので、国外研修前の国内研修は貴重かつ有意義なものであった。各国の支援状況を学び、日本の最大の特徴である寄り添い型の日本の支援とはどのようなものか意識して国外研修に参加することができた。また、ミャンマーとラオスの2か国を訪れ比較ができたことは、短期間で法制度整備支援を見聞するのに大変有意義なものであった。

国外研修で共通して感じたことは、日本は支援対象国から感謝され、とても良好な関係を築いていたことであった。長期派遣専門家は、支援対象国に何が必要か、何を求めているか常に意識して活動しており、寄り添い型の日本の法制度整備支援は、各々の支援対象国で評価されていると感じた。

支援対象国から信頼を得ていると実感した中で、日本が支援国間の競争で負け、途中で断念したプロジェクトもあることに驚いた。日本の支援の特徴である寄り添い型の支援でも、支援対象国の信頼を得ることは簡単でないことを実感した。今後も更なる信頼を得て、法制度整備支援を継続していくために、法律を整備するだけでなく、整備した後、どのように支援対象国に広めて定着させるか支援対象国と共に考えていくとともに、日本が支援に関わってきたことを支援対象国に周知することも重要であることを見聞することができた。

2か国で感じた大きな違いは、ラオスにおいて、日本からの積極的な提案を要望された点である。ミャンマーではなかった意見だったので印象的であった。この意見交換から、支援対象国のために、どのような提案ができるのかとの視点からも考えることとなった。このような視点を得られたのも国外研修を受けたから実感できたものであるので、国外研修はとても有意義なものであった。

JICA事務所との関係では、法整備制度支援が必ずしも最重要プロジェクトではないので、法整備の必要性と同時に短期的に効果がでるものではないことを今後も理解してもらうことが必要であると感じた。

いずれの国、機関とも好意的で良好な関係を築いていることは肌で感じることもできたので、法整備制度支援に関わることができたら、良好な関係を引き続いていきたいと思った。

#### 第6 終わりに

本研修は、法整備制度支援に今まで関与がなかった私にとって、法整備制度支援を直

接感じることができ、得がたい経験となった。今後、私自身が法整備制度支援に関与する機会があるか分からないが、同僚や後輩にも本研修で得たこと及び法制度整備支援について伝えていきたい。

最後に、本研修の準備を含めて多大な時間をかけていただいた国際協力部の皆様、ミャンマー・ラオス長期派遣専門家及びJICAプロジェクト事務所の皆様には大変お世話になり厚く御礼申し上げたい。

また、業務多忙の中、2週間もの間、本研修に送り出していただいた東京法務局訟務部の皆様に感謝を申し上げたい。



## 2019年度国際協力人材育成研修に参加して

横浜地方検察庁検事

山内賢志

### 1 はじめに

私は、令和元年11月10日から同月21日までの12日間、2019年度国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加した。

私が法制度整備支援に関心を持つようになったきっかけは、私の検察修習時の指導担当検事が長期派遣専門家として派遣されたことだった。それまでは、検事に任官して法制度整備支援という分野が存在することは分かっていたものの、せっかく検事になったのだから捜査公判の分野で活躍できるようになりたいという思いが強く、法制度整備支援の分野に対して消極的な考えを持っていた。しかし、自分が御世話になった検事が長期派遣専門家として派遣されたことをきっかけとして法制度整備支援に関する情報を意識して目にするようになったことで、法制度整備支援がぐっと身近なものになり、開発途上国の人々のために尽力することに格好良さを感じ、漠然といつか自分もこの分野に携わってみたいと思うようになった。

しかし、時が経つに連れ、日々の検事としての仕事に充実感を感じ、また、家庭の状況が変わっていったため、次第に法制度整備支援への興味が薄れ、ここ数年は、自分が法整備支援の分野に携わることはないだろうと思うようになっていた。

そのような中、本研修に参加する機会を得られたことを知らされたわけである。なぜこのタイミングなのかというある種の憂鬱さと研修に参加して何か得られるだろうかという不安しがなく、研修に前向きな気持ちになれない自分は将来の法制度整備支援に携わる人材として育成される者としてふさわしくないだろうという思いから、そもそも研修に参加するかを悩んだ。しかし、最終的には、「与えられたチャンスは自己の成長の糧にしよう。」との妻のひと言に背中を押されて、本研修に参加することに決めた。

結論から言えば、本研修に参加して良かったのひと言に尽きる。本研修の各プログラムは、いずれも新鮮で、興味深く、刺激的であった。本研修に参加しなければ考えなかったことや見えなかったことが数多くあった。本研修に参加したことで得られた貴重な出会いもあった。

以下、特に印象に残ったプログラムを中心に、本研修を通じて感じたことなどを述べたい。なお、私の理解不足等により、不正確な表現があるかもしれないが、その点は御容赦いただきたい。

### 2 研修準備

本研修に参加するに当たり、事前準備として、7名の研修参加者を2班に分け、Aグループが「日本の権力分立と立法過程」、Bグループが「日本の法曹人材育成」をテー

マとして、国外研修で予定されている現地学生等への講義資料を作成するという課題があった。

私は、Bグループとなり、メンバーと協力しながら、「日本の法曹人材育成」のテーマで、日本において法曹になるための過程・方法と法曹三者それぞれに対してどのような教育がなされているかをまとめたが、その際、法科大学院、司法試験、司法修習等の馴染みのある事柄についても、その根拠規定や制度趣旨を一通り確認し、裁判所、検察庁、弁護士会における教育制度等を調査した。また、講義にメリハリをつけるため、ミャンマー及びラオスの法曹人材育成との違いを考慮するよう指示があったため、過去のICD NEWSのミャンマー及びラオスに関連する記事やその他のウェブサイト等を検察し、ミャンマー及びラオスの司法制度、法曹人材育成制度を調査し、講義内容に盛り込んだ。

正直に言うと、講義の相手が決まっておらずゴールがイメージできなかつたことに加え、日々の業務の合間を縫ってやらざるを得なかつたため、恥ずかしながら、この課題の意義について疑問を持ちながら作業していた。しかし、この疑問については、研修に参加して法制度整備支援の考え方や実情を学ぶことによって解消されていったのであるが、この点については後述する。

### 3 国内研修

国内研修は、国際法務総合センターにおいて、講義「法務省の法整備支援」（小島ICD教官）、講義「各国法整備支援の概要」（ICD各国担当教官）、講話（森永ICD部長）、講義「国際専門官の業務」（今村ICD専門官）、講義「長期派遣専門家の仕事」（伊藤ICD副部長）等が実施された。

#### (1) 講義「法務省の法制度整備支援」

本研修の担当教官の小島教官による法制度整備支援一般についての講義であり、法制度整備支援について初めて体系立てて学んだ機会となった。

同講義では、法制度整備支援の目的について、開発途上国において、法の支配を実現し、グッドガバナンスを確立すること、取引に関する法律、紛争解決制度の整備等の法整備支援を行うことによって、経済発展、投資環境整備を促すことであると教わった。日本が開発途上国に対してヒト・カネを費やして法制度整備支援を行う以上、その目的を正しく理解することが国益に資する支援につながることを意識させられた。

また、日本の法制度整備支援の特徴について、①寄り添い型法制度整備支援、②人材育成の重視、③日本の経験・知見を活かした支援、④多様かつ充実した支援体制にあると教わった。特に、①寄り添い型の支援については、日本の法制度や価値観を押し付けず、相手国との対話を通じて実情に合った法制度を共に考えることが大切であって、それによって、相手国に制度を定着させることが可能になるとのことであり、この言葉は、その後の講義・講話、国外研修の各長期派遣専門家との意見交換等の場でも度々耳にすることになる言葉であった。

## (2) 講義「各国法制度整備の概要」

各国担当のICD教官から、支援対象国毎に、各国における法制度整備支援の流れやプロジェクトの概要に関する講義を受け、各国の事情によって支援内容が異なること、歴史的・文化的背景を正確に把握していなければ適切な支援ができないことを教わり、各国の法制度整備支援の実情を垣間見ることができた。

この講義を受けるまでは、「法制度整備支援＝長期派遣専門家」という意識が強かったが、各ICD教官が日本国内にいながら、支援対象国の人材を対象とした日本国内での研修や現地セミナー等を企画・実施するなどして、法制度整備支援に携わっていることを知った。

## (3) 森永ICD部長による講話

森永ICD部長より、約2時間にわたって法制度整備支援について講話をいただき、長きにわたり法制度整備支援の分野に携わってこられた御経験と豊富な知識に圧倒された時間となった。同講話を通じて、支援対象国の歴史的背景や法制度を理解することはもちろんのこと、「日本には様々な法制度を試してきた歴史があるがゆえに、日本が採り入れた点、採り入れなかった点を分析して、支援対象国に対して、適切なアドバイスを送ることができる」とのことであって、法制度整備支援に携わるに当たって、自国の歴史を含めた法制度をきちんと理解しておくことの重要性を学んだ。自国の制度を理解するためにも、日常の業務において、右から左に流していくのではなく立ち止まって考える癖をつけることの大切さも教えていただいた。

同講話を聞きながら、本研修の事前準備の課題の意義について得心した思いになった。ミャンマー及びラオスとの比較を盛り込みながら、日本の法制度の講義をすることは、支援対象国の法制度を理解した上で、日本の制度に対する正確な理解がなければできないことであって、スケールの違いはあれど、法制度整備支援の基本を経験する場なのだ。

## (4) 講義「長期派遣専門家の仕事」

伊藤ICD副部長は、かつて長期派遣専門家としてラオスに派遣されており、その経験に基づいた長期派遣専門家の仕事の内容とその魅力を講義して下さった。ちなみに、伊藤ICD副部長こそが、私の検察修習時の指導担当検事であり、私が法制度整備支援に対する関心を持つきっかけを与えた方である。

同講義を通じて、法制度整備支援の多くの魅力を伝えていただいた。特に「国の基盤を作り、発展させようとする熱意ある人々と共にする仕事であり、自らの知識・経験を生かして有形・無形さまざまな貢献ができる」という魅力は、検事としての通常業務からは絶対に得られないダイナミックな魅力であり、一度は経験してみたいと思わせられた。

## 4 国外研修～ミャンマー

国内研修での講話・講義を踏まえて、ミャンマー及びラオスでの国外研修に飛び立つ

た。

ミャンマーにおいては、2日間で、長期派遣専門家との意見交換会、法制度整備支援のカウンターパートの一つである連邦法務長官府（UAGO）とのミニセミナー、ヤンゴン東地方裁判所での裁判官との意見交換及び裁判傍聴、JICAミャンマー事務所での講義、在ミャンマー日本国大使館訪問の各プログラムが実施された。

UAGOとのミニセミナーでは、研修前に準備したパワーポイントを使って講義を行った。時間の関係上、ミャンマーと日本との違いに絞った短時間の講義であったが、UAGO側の参加者の講義を聞く姿勢は真剣そのものであり、講義をしているこちらが過剰に緊張してしまうほどであった。講義終了後の質疑では、UAGO側から、日本の司法試験制度が変わり、法科大学院→新司法試験という制度が始まったことについて、なぜ制度を変えることになったのかなどの質問が出た。私としては、司法制度改革の真只中に司法試験を受験していたこともあり、その改革の趣旨を理解していたつもりでいたが、いざ回答しようとしたところ、簡潔に答えることができなかった。結局長期派遣専門家に回答を引き取ってもらうことになってしまい、情けない思いをしたが、その一方で、自国の法制度に対する理解の重要性を実感する貴重な経験となった。

在ミャンマー日本国大使館訪問では、國井一等書記官の話を伺うという貴重な機会を得た。國井一等書記官は、元はJICAの長期派遣専門家としてミャンマーの法制度整備支援に携わられた経験があり、いわばミャンマーを知り尽くしている方であった。國井一等書記官からは、なぜ他国の法制度整備支援をするのか、ミャンマーでどのような法制度整備支援活動をしているのかなどのテーマのお話しを通して、法制度整備支援の魅力等を伝えていただいた。その中でも、法制度整備支援担当者個人のメリットとして、日本での検事としての仕事と異なり、ゴールを見据えてどうやって効率的に進んでいくのかをじっくり考えながら対応することができること、外国人の考え方に触れることで、考え方が変わり、知見が広がることを挙げられていたことが印象的であり、私もそのような経験をしてみたいと感じた。

## 5 国外研修～ラオス

ラオスにおいては、長期派遣専門家との意見交換、最高人民検察院表敬及び協議、国立司法研修所での講義、ヴィエンチャン首都裁判所での裁判傍聴、刑事法サブワーキンググループ会合傍聴、JICAラオス事務所訪問の各プログラムが実施された。

国立司法研修所での講義では、国立司法研修所の学生（大学3、4年生）に対して、研修前に準備をしたパワーポイントを使って講義をした。行政法を学んでいる学生ということもあって、私が担当した法曹人材育成制度についてはそれほど関心がなかったようであるが、「権力分立と立法過程」についてはいくつか質問が出た。その中で、ある学生の「裁判官の独立というが、どうやって裁判の透明性を確保するのか。」という質問が印象に残った。

私は、「透明性の確保」という質問の趣旨が分からず、裁判の公平性をどうやって確

保するののかという趣旨の質問だと理解して回答したが、学生の反応はいまいちであった。その後、通訳の方が「もしかしたら汚職の話かもしれませんね。」と言って、学生に確認したところ、先ほどの質問はどうやって裁判官の汚職を防ぐのかという趣旨であったことが分かった。裁判官の汚職は日本では通常考えられないものであり、どうやって汚職を防ぐのかということは考えたこともなかったことなので、自国の常識が外国では通用しないということとともに、相手国の常識を十分に理解することが法制度整備支援では大切だということを実感できた貴重な経験となった。

## 6 終わりに

以上、簡単にではあるが、12日間の研修を振り返ってみて印象に残ったことを中心に述べてきたが、特に国外研修に関する内容が薄くなってしまった。これは、国外研修で学び得たものがなかったということではない。例えば、裁判傍聴では、ミャンマー、ラオスのそれぞれの裁判所の構造、裁判制度に実際に触れて、日本との違いを実感することができたし、長期派遣専門家との意見交換やJICA事務所訪問では、両国での日本の支援の概要を知ることができた。ラオスでは、刑事法サブワーキンググループの会合を傍聴し、会合中に携帯電話で話をするなどラオスの人々のおおらかさを目の当たりにして、長期派遣専門家の苦労も実感できた。また、ミャンマーの長期派遣専門家は、執務の際、ミャンマーの民族衣装であるロンジーを着用していた。長期派遣専門家の現地に溶け込む姿勢が、専門家個人に対する信頼だけでなく、日本に対する信頼につながり、継続的な法制度整備支援を可能にしているのだろうと感じた。

本研修の成果としては、ありきたりかもしれないが、ミャンマー及びラオス両国に実際に足を運び、現地の空気を吸い、その雰囲気を感じたこと、長期派遣専門家、現地事務所のスタッフの方々、両国の法曹関係者等と会い、時間を共有したこと、法制度整備支援に携わる方々の熱意に触れたことである。また、12日間という短期間ではあったが、法務検察では異なる立場を有する研修参加者が共通の目標を持って行動し、濃密な時間を過ごせたことも貴重な経験であった。

今後法制度整備支援に携わることができるかどうかは分からないが、もし携わる機会があれば、本研修を修了した者として本研修で学んだことを活かしていきたい。

ICDの森永部長、伊藤副部長を始め、各教官、各専門官の方々の御尽力のお陰様で、充実した研修となった。特に、小島教官、今村専門官には、研修中でだけでなく研修の前後を通じて迷惑をかけっぱなしであった。また、快く送り出してくださった原庁の皆様のおかげで充実した研修に参加することができた。全ての皆様にこの場を借りて感謝申し上げたい。ありがとうございました。

## 2019年度国際協力人材育成研修に参加して

福岡地方検察庁検事

伊藤 みずき

### 第1 はじめに

今回、2019年度国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加させていただく機会を得られたことは、私にとってまさに「願ったり叶ったり」であった。法整備支援に携わりたいという希望を検事任官当初から抱いていた私にとって、その現場の空気を直接肌で感じることができるこの上ない機会である上、しかも、その行き先がミャンマーとラオスである。

数年前、その2か国をそれぞれ旅行で訪れた際、現地で出会った人々の信仰の深さや穏やかさにいたく感動し、それ以来、私の中でのもう一度行きたい国ランキング同率1位は、ミャンマーとラオスであった。

本研修に参加できると知った日から、研修開始日を指折り数えて心待ちにしていた。

本研修では、日本国内、ミャンマー及びラオスにおいて、実に多くの関係者の方々から講義等をしていただく機会があり、2週間弱という短期間ではあったが、研修を通じて普段の検察官としての業務の中では得難い貴重な経験をさせていただいた。

振り返ってみると、それぞれどの場面を切り取っても学びや気づきを得られたことを実感するが、その全てに触れることは紙面の都合上叶わないため、ここでは、特に印象に残った点に絞って報告させていただくことにする。

### 第2 国内研修

研修開始から二日間の国内研修においては、国際協力部の各教官による講義、伊藤副部長及び森永部長による講義をしていただいた。

小島教官の講義の中で、日本の法整備支援の特徴について説明があった。

すなわち、①寄り添い型であること、②人材育成を重視すること（法整備だけではなく、それを運用する人材育成をする）、③日本の経験・知見を活かした支援をすること（フランス法、ドイツ法、英米法を取り込んで融合・発展させた日本の経験や比較法研究の知見を活かした支援）、④多様かつ充実した支援体制であること（長期派遣専門家が常駐、研究者や法曹が日本国内でアドバイザーグループを構成するなどして支援）の4点が、日本の法整備支援の特徴であるとのことであった。

研修初日に学んだこの日本の法整備支援の特徴については、その後の現地での研修の中で、様々な場面で実感することとなった。

先ほどの4点の中でも、日本の法整備支援の根幹は、前記①の「寄り添い型」、つまり、日本の法制度や価値観を押しつけるのではなく、相手国の実情に合った法制度を相手と共に考える点にあると感じた。

そのような寄り添い型の法整備支援を実現するには、日本や各国の法制度について深く理解していることが必要であることはもちろん、相手国の歴史、社会、文化等についても理解を深め、相手国のニーズがどこにあるのか、その解決のために実効的な方法は何かを考える必要があるということは、国内研修での各講義のみならず、本研修全体を通じて感じたことであり、その難しさを想像するとともに、そのような難しい課題に挑戦することのやりがいはとても大きいだろうと思った。

伊藤副部長は、ご自身が長期派遣専門家としてラオスの法整備支援を担当された経験を踏まえた講義の中で、ラオ語を使って現地の方々と議論している様子の写真を見せてくださり、「相手国の課題を解決するためには、相手国のことをよく理解する必要がある」という副部長の言葉の説得力の強さを感じた。

日本語（や英語）で使われる用語に対応する言葉が現地語にはない場合も珍しくなく、法整備をするにあたって苦慮することがあるということであったが、通訳がいるとはいえ、長期派遣専門家が現地語を理解していれば、よりの確な翻訳が可能になるであろうし、現地の専門家らとの議論を深め、問題に適切に対処するために大きな意義があるだろうと想像した。

このように現地語を習得する重要性を想像するのは容易だが、実際に習得することは相当に難しいということもまた想像に難しくなく、ラオ語を知らない私のような者からすれば何かの呪文のように見えるあのラオ文字をマスターし、ラオ語を習得された伊藤副部長の「ラオス愛」の深さに感服し、法整備支援に携わる者としての覚悟を教えてくださいました。

森永部長の講義の中で、「法整備支援に関われば、普段、検察官がいかに狭い世界で仕事をしているかが分かる。現地では、驚きの連続だと思うが、驚くだけではだめで、それが自分にどう返ってくるか、どう活かせるのかが重要だ。」という趣旨のお話があったが、その後の国外研修において、至るところで、自分自身がいかに狭い視野で「法」を扱う仕事をしていたのかということを実感し、その都度、このときの森永部長の講義の意味を改めて考え、反省の連続であった。

### 第3 国外研修（ミャンマー）

#### 1 長期派遣専門家の業務風景

ミャンマーのネピドー空港に到着後、出迎えてくださったのは、ミャンマーの伝統衣装であるロンジー（巻きスカートのようなもので、伝統衣装であると同時に、ミャンマーの人々にとっては普段着でもある。）姿の、検事出身の岩井長期派遣専門家だった。

ロンジーをはきこなす岩井専門家の姿は、ミャンマーの風景に完全に馴染んでいて、ミャンマーの人々からも親しみを持って受け入れられているのだろうと感じた。

空港でお会いしたときには、日本から来た私たちにミャンマーの文化を紹介するためにロンジー姿を披露してくださったのかと思ったが、その翌日にJICAプロジェ

クト事務所を訪問し、全くそうではないことが分かった。

事務所で働く方々は、日本人もミャンマー人も同様に皆ロンジーを着て仕事をするのが日常の風景なのだそうだ。

ミャンマー人スタッフと机を並べ、同じようにロンジーを着て業務にあたっておられる日本の長期派遣専門家等の姿を見て、ここにも日本の「寄り添い型」法整備支援の精神が表れていると感じた。

相手に寄り添うということは、相手に対するリスペクトが必要不可欠であり、そのリスペクトなくして相互の信頼関係を築くことはできないはずだ。

ロンジーが生活の一部であるミャンマーの人々にとって、ロンジーを着て一緒に仕事をしている日本人の姿は、日本がミャンマーに対するリスペクトを持って支援しているというメッセージとして受け止めてもらえているのではないかと思った。

## 2 ヤンゴン東地方裁判所訪問

ヤンゴン東地方裁判所では、刑事事件の公判傍聴をし、裁判官と質疑応答をさせていただく機会を得た。

傍聴したのは殺人事件や薬物事件であったが、ミャンマーでは、日本ならば法定合議事件となる殺人事件のような重大犯罪でも、裁判官が単独で審理するということがあった。

また、法廷には、被告人と思われる者が複数名いたため、共犯事件なのだろうと想像していると、単に次に開廷される別事件の被告人が同じ法廷で待機しているとのことであり、被告人の待機場所ひとつにしても、日本との大きな違いを感じた。

そのほか、同裁判所を訪問し、日本との違いに驚いた点の一つは、裁判官の女性比率の高さであった。

ヤンゴン東地方裁判所にいる裁判官20名のうち、実に15名が女性であるとのことであり、同裁判所の裁判官によれば、裁判官という職業は女性に人気が高いとのことであったが、前日に訪問したネピドーの連邦法務長官府でも女性比率の高さが目立っていたため、法曹全体の女性比率が総じて高いのだと感じた。

調べてみると、ミャンマーでは、女性の社会進出が進んでおり、国家公務員全体に占める女性比率が50%を超えているという事実を知った（なお、平成31年度に採用された日本の国家公務員に占める女性比率は約35%であり、当然、全体の女性比率は更に低い。）。

世界経済フォーラムが発表した2019年のジェンダーギャップ指数のランキングを見てみると、日本は、153か国中121位、ミャンマーは114位、ラオスは43位であり、この3か国の中では日本は最下位である。

この数字は何を意味するのだろうか。

法曹全体に占める女性比率が2割程度にすぎない日本よりも、ミャンマーやラオスの方が女性が働きやすい社会なのかもしれない。

支援の相手国から日本が学ぶべきことも多くあるように感じた。



### 3 JICAミャンマー事務所訪問

JICAミャンマー事務所では、ミャンマーにおけるJICAの業務について講義をしていただいた。

講義の中で、日本は、ミャンマーに対する支援を長年にわたって行ってきたことを背景に、ミャンマーからの信頼が厚く、国にとって極めて重要な教育カリキュラムを策定するプロジェクトをJICAが実施していることは、継続的に支援してきた日本をミャンマーが信頼していることの証左であるとの説明があった。

これまでに日本が行ったミャンマーに対する支援活動には、数え切れないほど多くの関係者が関わっていたのであり、その個人が携わってきた活動の一部だけ切り取っても成果が目に見えづらいこともあるだろうが、それらの全ての積み重ねによって両国の信頼関係が築かれていったのだと感じた。

### 4 在ミャンマー日本国大使館訪

ヤンゴンの日本国大使館では、検事出身の國井一等書記官から、ミャンマーでの法整備支援の長期派遣専門家として勤務された経験や、一等書記官として大使館に勤務されている経験を踏まえて講義をしていただき、法務検察随一のミャンマーの専門家から最新のミャンマー情勢についても伺うことができた大変貴重な機会であった。

その中で、ミャンマーの日本に対する信頼が厚く、友好関係が築かれていることを大使館の業務の中でも実感されていること、そして、ミャンマーと信頼関係を築くことができたのは長年にわたる日本の支援の成果であり、そのように相手国と友好関係を築くことに繋がるという点に、日本が他国の法整備を支援する最も大きな意義があるというお話があった。

私自身、旅行でミャンマーを訪れたとき、偶然乗ったタクシーの運転手さんは、私が日本人であることを知ると、「日本のJICAの支援には本当に感謝しているんだ。」と嬉しそうに話して親切にしてくれ、その他にも、ミャンマー滞在中にミャンマーの人々の親日ぶりを感じる場面が何度もあり、日本の他国への支援は、回り回ってその国を旅行する日本人にも恩恵をもたらすものなのだと気づかされたことがあったため、その経験を思い出して実感をもってお話を伺うことができた。

## 第4 国外研修（ラオス）

### 1 JICAプロジェクト事務所訪問

ヴィエンチャンのJICAプロジェクト事務所では、検事出身の伊藤長期派遣専門家からラオスにおける法整備支援の概況について講義をしていただき、法律人材育成を強化し、普及させるためのプロジェクトを実施していることなどについて説明していただいた。

そのプロジェクトの中で、ラオスの法曹教育では、学生に条文を素読させるのに終始するような講義があるなど、法律の理論についての教育が不十分であるとの問題意識があることから、具体的事例に則して事実認定を学ぶための教科書（日本で言うと

ころのいわゆる「白表紙」のようなもの)等を作成したことなどの紹介があった。

さらに、そのような事実認定の教科書を作成したとしても、法曹を養成する側がその効果的な使い方を学ばなければ意味がないということで、法学教育や法曹養成の在り方についての検討も必要であるとのことであった。

伊藤専門家は、ラオスで「法」に対するイメージを共有することの難しさを感じ、近代化の中で日本がなぜ西洋の思考様式である法学をうまく受容して発展できたのかに関する内田貴教授の研究に触れ、日本の成功例がラオスにおいても参考になるのではないかと考え、内田教授に講義を依頼したことを教えてくださった。

伊藤専門家ははじめ、長期派遣専門家の方々が、日夜悩みながらこのような様々な工夫をし、その国の法学教育改善に尽力しておられる姿を拝見し、このような法整備支援を行うには、そもそも「法」とは何か、「法学」とは何かということを深く考えることを避けて通れないのだろうと感じ、一法曹として、そのようなことを深く考えることもないまま、漫然と日々の業務に追われていただけであった自分を恥ずかしく思った。

## 2 最高人民検察院訪問

最高人民検察院では、最高人民検察院長官をはじめ、幹部の方々とお会いし、国際協力局副局長から日本の法整備支援についてお話を伺う機会を得た。

質疑応答の際、他国と比較して日本の法整備支援の特徴は何だと感じておられるかと質問をさせていただくと、副局長は、4点を挙げてくださった。

すなわち、その4点は、①日本の法整備支援は、日本のやり方を押しつけるのではなく、ラオスの意向を尊重してくれる。②法を整備するだけではなく、人材育成を重視する。法を使う側の考え方を変えなければ、法を変えても意味がないため、人材育成を重視するのは日本の法整備支援の強みである。③長期派遣専門家がいて、現地でラオス側と話し合いをし、一緒に仕事ができる。他にそのような国はない。④日本の司法分野の様々な機関が関わっている、というものであった。

副局長は、研修参加者からその場で出た質問に答える形で、このような説明をしてくださったのであるが、副局長自身が説明された日本の法整備支援の特徴は、本研修初日に学んだそれとほぼ同じであることに気づき、驚くとともに、日本側とラオス側が問題意識を共有して同じ方向を向いて、相互に信頼し合いながら法整備が行われていることを感じ、胸が熱くなった。

## 3 ヱィエンチャン首都裁判所での裁判傍聴

ヱィエンチャン首都裁判所においては、薬物所持事件等の刑事事件3件を傍聴し、傍聴した裁判を担当した合議体の裁判官3名に質疑応答の時間をいただいた。

ラオスでは、原則として裁判官は合議体で裁判を担当するとのことであり、近年裁判官が単独で裁判を行う手続が法定されたものの、その数は少ないとのことであり、重大事件であっても裁判官が単独で裁判を行っていたミャンマーとは大きく異なることが分かった。

また、ラオスの刑事裁判では、裁判官は、あらかじめ事件記録を検討した上で審理に臨むことになっており、起訴状一本主義を採用し、刑事裁判における検察官の役割が極めて大きい日本の法制度と大きな違いがあることが分かった。

日本との法制度の違いによって、ラオスの法曹三者が公判で担う役割は日本の法曹とは異なるのであるから、求められる能力や視点についても、日本とは異なる部分が少なからずあることが想像でき、ラオスの法曹人材育成を支援するに際して、その違いが影響してくることもあるのではないかと考え、改めて法整備支援の奥の深さを感じた。

## 第5 最後に

実は、本研修を受ける前は、他国への法整備支援においては、日本の税金を使って支援する以上、日本の国益を最優先にすることが求められる場面が多いのではないかと想像していた。

しかし、研修を終え、国際協力部の教官や長期派遣専門家の方々など、法整備支援に関わる方々全員に共通していることが分かったのは、「相手国ファースト」の精神であった。

法整備支援の現場に足を踏み入れ、その現場では、支援の相手国にとって何が最善の法整備なのかという点を最も重視し、「寄り添い型」の姿勢が貫かれていることを肌で感じる事ができた。

また、本研修を通じて、これまで自分がいかに無知であり、多くのことに対して無関心であったかということを感じ、狭い視野で世界を見ていた目（というより、ほとんど何も見えていなかったような気すらする）をこじ開けられたように思う。

このような研修を受ける機会を与えていただいた法務省、繁忙庁から研修に送り出していただいた福岡地検の皆様には、心から感謝申し上げたい。

そして、何より、この研修をこんなにも有意義なものにくださった小島教官、心理学の専門家出身でありながら旅行会社顔負けのきめ細やかなマネジメントをしてくださった今村専門官、日中の研修のみならず夜の宴席までお付き合いいただいた長期派遣専門家の方々をはじめ、本研修を支えてくださった全ての方々に、この場を借りてお礼を申し上げる。

## 2019年度国際協力人材育成研修に参加して

盛岡地方検察庁一関支部検事  
及 川 裕 美

### 第1 はじめに

私は、2019年11月10日から同月21日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）により実施された国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加する機会をいただいた。

本研修では、研修参加者に対し、東京都昭島市にあるICDにおいて法制度整備支援に関する講義を受けさせた上、アジアの支援対象国であるミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という。）及びラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）を訪問し、支援活動の現場を直接見聞させることにより、日本の法制度整備支援活動をより具体的に理解させ、必要な知識及び技術を学ばせることを目的とするものであった。

私は、2015年10月14日から同年11月18日までの間、国連アジア極東犯罪防止研修所により実施された第18回汚職防止刑事司法支援研修に参加する機会を頂いたことをきっかけに、法務省等が行う国際協力全般に関心を抱くようになった。

もともと、私は、本研修参加前は、法制度整備支援について理解しているとは言いがたく、特に、長期派遣専門家が支援対象国において日々どのように業務を行っているか漠然としたイメージしか有していなかった。

また、本研修に参加するに当たり、ミャンマーの首都がネピドーであり、ラオスの首都がヴィエンチャンであることを初めて知るほど、両国に対する知識も持ち合わせていなかった。

そのため、私は、次の2点を意識して、本研修に臨むこととした。

まず、1点目は、法制度整備支援の具体的内容を把握し、長期派遣専門家が支援対象国において実際にどのような業務を行っているかを直接見聞等することによって、法制度整備支援の理解を深めるということだった。

2点目は、ミャンマー及びラオスの法制度整備支援の内容、両国の刑事手続等について類似点、相違点等を把握することにより、両国における法制度整備支援の在り方を理解することであった。

かかる2点の観点から本研修に臨み、本研修で有意義であったと特に感じた点等を報告する。

### 第2 支援活動の内容

#### 1 ミャンマー・ラオスの支援活動の相違

- (1) ミャンマー及びラオスのいずれにおいても、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の技術協力事業の一環として、法制度整備支援が実施されてい

るが、ミャンマーとラオスにおける支援の内容が大きく異なることに驚いた。

- (2) ミャンマーにおける法制度整備支援の現在のプロジェクトの目的は、「市場経済化・外国投資の促進に資する司法インフラの改善，法務・司法及び関係機関の能力向上，迅速かつ適切な紛争解決を図る司法制度の構築」にあり，具体的な支援として，新知的財産四法（商標法，意匠法，特許法，著作権法）及び同法関連の規則等制定の支援が数年に渡り実施されていた。

かかるプロジェクト設定の背景には，ミャンマーの，海外からの投資及び海外企業の進出を誘致したいという思惑が反映されている。

ミャンマーは昨今目覚ましい発展を見せ，ミャンマー最大の商業都市で前首都のヤンゴンは，東南アジアの商業都市特有の喧噪と熱気に包まれていた。

- (3) 一方，ラオスの法制度整備支援の現在のプロジェクトの目的は，「ラオスの法・司法分野の中核人材が，基本法令の法理論の構築研究，同理論に基づく運用・執行，法令及び実務の改善の各能力を身に付け，研究成果を同分野の関係者に共有するとともに持続的な活動実施体制を具体化し，法学教育・法曹等養成の担当者が質の高い法律実務家を養成する能力を身に付けること」にある。

ラオスでは，法制度整備支援の一つとして民法典の起草支援がなされ，2018年12月に民法が制定し，本研修時点では，法制度整備支援の具体的活動として，刑事訴訟法の「証拠法Q&A集」の作成等が行われていた。

ミャンマーと異なり，ラオス訪問時は，一度も「知的財産」という言葉を耳にしなかったように思う。

ラオスの首都ヴィエンチャンは，ヤンゴンと異なり，どこか牧歌的な空気が流れ，未だにマクドナルドもスターバックスも進出していなかった。

- (4) よくよく考えてみれば，各国の政策が異なるように，法制度整備支援の内容も各国ごとに異なるのは当然であるとも思われるが，法制度整備支援の具体的な内容を知らなかった私には，法制度整備支援の内容が各国でこれほどまでも違うのかという驚きがあった。

## 2 人材育成支援

- (1) 私は，本研修に参加する前は，法制度整備支援とは，支援対象国の法律等の立案及びその普及というイメージがあった。

しかし，本研修に参加して，法制度整備支援がそれにとどまらず，法曹等の人材育成支援にも及び，長期派遣専門家及びICD教官がかかる支援のために大変な尽力をされているということを知った。

- (2) 本研修で訪問したミャンマー及びラオスの両国における法学教育及び法曹人材育成は，いずれも，あまりにも後進的であり，愕然とした。

両国の法学教育は条文の暗記中心であり，法的思考を学ばせる機会がないということであった。

しかも，ミャンマーでは，日本のような，統一的な法曹養成のための司法研修所

が存在せず、事実認定の勉強の機会がないということであった。

現在、ミャンマーでは、法制度整備支援の一環として、事実認定に関する研修の教材作成、新任検事研修の教官用の刑事訴訟法のテキスト作成、ビジネス法関係に関する裁判官向けのテキスト作成等を行っているということであった。

一方、ラオスでは、2015年1月、統一的な法曹養成制度を国立司法研修所において開始し、法制度整備支援の一環として、刑事及び民事の白表紙テキストを作成したが、法的思考を学んでいないため、教官も白表紙の使い方が分からず、ラオスの国立司法研修所は、日本の司法研修所のような充実した内容にはなっていないとのことである。

ラオスでは、刑事及び民事の双方において、事実認定に関するテキストもなく、今後、法制度整備支援の一環として、ラオスの事実認定に関する情報を収集し、日本の要件事実論がラオスに妥当するかを検討し、刑事及び民事の事実認定に関するテキストを作成する予定ということであった。

本研修において、ラオスの最高人民検察院を表敬訪問する機会をいただき、同幹部と協議をする場をいただいた。

その際、同幹部は、ラオスの法学教育・法曹養成の問題として、①法理論が確立されていないことと②法曹になるための教育が不十分であることを指摘されていた。

- (3) 司法試験受験のために各論点の学説を勉強し、司法研修所で白表紙と格闘した私にとって、ミャンマー及びラオスの法曹実務家が、条文暗記中心の勉強のみで、捜査及び公判に携わっていることが衝撃であった。

いったいどうやって事実認定をしているのか甚だ疑問に思った。

その一方で、法制度整備支援が法律の立案等に限らず、白表紙や各テキストの作成等まで行い、各支援対象国の人材育成に深く関与していることを知り、法制度整備支援のやりがいとは多岐にわたるものだと感じ、法制度整備支援への関心を深めた。

### 3 支援対象国との接し方

ミャンマー及びラオスのいずれにおいても、法制度整備支援は、各支援対象国の実施機関が参加するワーキンググループを設けて行われている。

ミャンマーでは、ワーキンググループの活動を傍聴する機会はなかったものの、1月19日、ラオスにおいて、刑事法サブワーキンググループの会合（以下「本会合」という。）を傍聴させていただいた。

本会合の傍聴時、長期派遣専門家が支援対象国において実際にどのような業務を行い、実施機関とどのように接しているかを直接見聞することができたので、以下紹介したい。

刑事法サブワーキンググループでは、当時、「証拠法Q&A集」の作成に取り組んでおり、本会合では、同月21日から同月22日の間に合同調整委員会（JCC）に提出する「証拠法Q&A集」のドラフト案の最終確認がなされた。

刑事法サブワーキンググループは、司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所及びラオス国立大学のメンバーで構成されており、本会合においても、同各機関のメンバー20名弱が出席した。

本会合の司会進行役は、検事出身の伊藤淳長期派遣専門家であった。

進行の具体的内容は、伊藤専門家からラオス側に対して、「証拠法Q&A集」のドラフト案に対する合同調整委員会等の意見が紹介され、それに対して、ラオス側の各担当者が回答するという形であった。

伊藤専門家は、「証拠法Q&A集」のドラフト案に対する意見をラオス側に紹介する際「こういう意見があるので、こう修正すべきではないですか。」というような問いかけではなく、「こういう意見がありますが、どのようにしますか。」というような問いかけをしており、あくまでラオス側の意向を尊重するという姿勢であった。

ラオス側の担当者が端的に回答しない場合でも、伊藤専門家は、強引に進行を進めることをせず、懇切丁寧に対応されていた。

私は、伊藤専門家が進行される様子を拝見して、長期派遣専門家が日々の業務において現地の実施機関に対応する際の姿勢を初めて具体的にイメージすることができた。

また、本会合においては、進行中であるにもかかわらず、携帯電話をいじるメンバーが少なからずいた上、自分の担当分野以外の内容になると隣の人物と会話を始める姿も見受けられ、日本とは異なる会合の雰囲気には驚いた。

私が長期派遣専門家として支援対象国に赴任した際、このような会合の進行を務めることができるのか不安を覚えるとともに、長期派遣専門家には、コミュニケーション能力、忍耐力、調整力等が求められるのを目の当たりにし、本会合の傍聴は大変有意義に感じた。

### 第3 両国の刑事手続

- 1 ミャンマー及びラオスで、それぞれ、刑事裁判を傍聴する機会をいただいた。

法制度整備支援をするに当たっては、支援対象国の刑事手続を理解することは不可欠であるので、ミャンマー及びラオスの双方において、刑事裁判を傍聴できたことは非常に有意義であった。

- 2 私は、実際に両国で刑事裁判を傍聴するまでは、両国とも、職権主義的な刑事手続を採用しているので、両国の刑事手続は類似していると予想していた。

しかし、両国の刑事手続には多くの相違点があり、驚きであった。

例えば、ミャンマーでは、検察官に捜査権限がないため、検察官面前調書はそもそも存在せず、警察官面前調書についても、実質証拠として使用することは原則として禁止されており、検察官立証の柱は証人尋問である。

一方、ラオスでは、検察官に捜査権限がある。

しかし、日本と異なり、裁判官は開廷前に証拠を見ることができ、裁判官が立証が不十分と判断したときは、公判段階においても、検察官に事件を差し戻せる。

また、ミャンマーでは、殺人事件等の重大事件も含め、原則として単独法廷であるのに対し、ラオスでは原則として合議制である。

- 3 ミャンマーの刑事裁判傍聴で一番驚いたのは、証人尋問の途中で、裁判官が一人でぶつぶつと何かをつぶやき続け、書記官らしき人物がパソコンにタイピングをするという場面であった。

タイピングした内容は、傍聴席に向けられたモニターで確認することができた。

初見の私には異様な光景に見えたが、後で確認したところ、法廷の場で、裁判官が口授らしいことを行い、裁判官面前調書を作成していたとのことであった。

一方、ラオスでの一番の驚きは、法廷に弁護人がいなかったということであった。

ラオスでは、殺人事件等一定の事件のみが公判段階における国選弁護対象事件ということであり、私が傍聴した覚せい剤事案は国選弁護非対象事件であった。

- 4 このように、ミャンマー及びラオスにおいて、日本とは大きく異なる刑事裁判を実際に傍聴し、驚きの連続であったと同時に、「なぜ、日本の法制度はミャンマーやラオスと異なり、〇〇となっているのだろう。」などと自問自答することが多々あり、その結果、日本の司法制度の趣旨等をいかに理解していないかを痛感した。

#### 第4 所感

本研修において、長期派遣専門家として法制度整備支援に関わる仕事の苦労も垣間見ることができた。

例えば、異なる言語及び文化を有する支援対象国とのコミュニケーションはもちろんのこと、法制度に精通している通訳人の確保、国内の地方セミナー等における長時間移動等に加え、日常面においても、後進的な保健衛生事情、医師国家試験がないラオスの医療事情、食事情等、日本の生活とは異なる様々な事情がある。

しかし、それでも、本研修の全体を通じて最も感じたことは、ICDの仕事、長期派遣専門家の仕事は非常にやりがいのある仕事だということだった。

私は検事に任官して10年になるが、検事としての仕事は、既に発生した事件の真相を解明することにあり、誤解を恐れずに言えば、ある意味、将来を見据えたものではない。

しかし、本研修に参加して、ICD教官及び長期派遣専門家の業務は、JICAの法制度整備支援プロジェクトの目的の設定にまで及び、その目的実現のための法制度の構築、ワーキンググループのテーマ設定等支援対象国の制度の制定及び普及をし、さらには法制度を支える人材育成支援を日々行うというものであり、支援対象国の将来の一翼を担っていると云っても過言ではないということを理解することができた。

また、日本の法制度整備支援は、対象支援国において大変信頼されている点でも、非常にやりがいを感じた。

本研修で表敬訪問したラオスの最高人民検察院において、同副長官を始めとする多くの方々が、研修参加者という立場の我々に対して大変な歓迎をしてくださり、同副長官



が日本の法制度整備支援に繰り返し謝意を述べた上で、法制度整備支援のさらなる発展のために最高人民検察院に日本からの法曹を常勤させたいとまで述べられていたのが非常に印象的であった。

本研修に参加して、実際に支援対象国を訪問し、長期派遣専門家の業務を目の当たりにし、対象支援国の実施機関の皆様から直接お話を伺えたからこそ、法制度整備支援について理解を深めることができたのであり、本研修に参加しなければ、法制度整備支援のやりがいについて、ここまで理解できなかつたと思う。

本研修を終えて、日々研鑽を積み、いつの日か法制度整備支援に携わりたいという思いを強くした。

## 第5 さいごに

本研修を支えてくださった小島麻友子教官及び今村佳織国際協力専門官を始めとする国際協力部の皆様、ミャンマー及びラオスの長期派遣専門家を始めとするJICAプロジェクト事務所の皆様、本研修に送り出してくれた盛岡地方検察庁の皆様に感謝申し上げます。

## 2019年度国際協力人材育成研修に参加して

大阪地方検察庁 検察事務官

瀧谷 明日香

### 第1 はじめに

本研修は、東京にある法務総合研究所国際協力部において法制度整備支援に関する講義を受講した上、アジアの支援対象国（ミャンマー連邦共和国及びラオス人民民主共和国）を訪問し、支援活動の現場を直接見聞きすることにより、日本の法制度整備支援活動をより具体的に理解し、必要な知識及び技術を学ぶことを目的としているものである。

また、本研修は、法務省が今後も開発途上国に対する法制度整備支援活動を適切に推進していくために、将来、法制度整備支援活動に携わる可能性のある法務・検察職員を対象に短期間の研修を実施するものである。

### 第2 研修の概要

#### 1 研修期間

2019年11月10日～11月21日（移動日を含む。）

#### 2 研修場所

国内 法務総合研究所国際協力部

（東京都昭島市もくせいの杜2丁目1番18号）

海外 ミャンマーJICAプロジェクト事務所等

（ミャンマー連邦共和国ネーピードー市及びヤンゴン市）

ラオスJICAプロジェクト事務所等

（ラオス人民民主共和国ビエンチャン市）

#### 3 研修内容（概要）

##### (1) 国内研修（2019年11月11日、12日、20日、21日）

ア 法務省による法制度整備支援の概要に関する講義

イ 各国における法制度整備支援の概要に関する講義

ウ 国際協力部長による講話

エ 国際専門官の業務に関する講義

オ 長期派遣専門家の仕事に関する講義

カ 海外研修オリエンテーション

キ 資料整理、研修レポート作成

ク 課題発表、統括質疑応答

##### (2) 海外研修（2019年11月13日ないし19日）

ア ミャンマー連邦共和国

・JICA長期派遣専門家との意見交換

- ・連邦法務長官府とのミニセミナー
  - ・ヤンゴン東地方裁判所訪問・裁判傍聴
  - ・JICAミャンマー事務所訪問・講義
  - ・在ミャンマー日本国大使館訪問
- イ ラオス人民民主共和国
- ・JICA長期派遣専門家との意見交換
  - ・最高人民検察院表敬及び協議
  - ・国立司法研修所表敬及び参加者による講義
  - ・ビエンチャン首都裁判所における裁判傍聴
  - ・ラオスプロジェクト事務所における刑事法SWG会合傍聴
  - ・JICアラオス事務所訪問・講義

### 第3 参加結果

#### 1 国内研修前半

##### (1) 2019年11月11日（月）

###### ア 講義「法務省の法整備支援」

国際協力部小島教官から、国際協力部の組織及び業務説明、法務省による法整備支援の目的、特徴などの説明を受けた。

###### イ 講義「各国法整備支援の概要1」

国際協力部の前田佳行、小谷ゆかり教官からインドネシア及びベトナムへの日本の法整備支援の現状等の説明を受けるとともに、下道良太教官からは、インドネシア及びネパールへの日本の法整備支援の現状等、裁判官としての支援国への関わり方などの説明を受けた。

###### ウ 講話

森永太郎国際協力部長から、御自身の国際協力部教官時代の経験から培われた法整備支援に対する熱い情熱や国際情勢について常日頃から情報収集しておくことの必要性についてなどの講話を受けた。

##### (2) 2019年11月12日（火）

###### ア 講義「国際専門官の業務」

国際研修事務部門の今村国際専門官から、パワーポイントを使用しながら、同部の日常業務について時系列に沿って説明を受けるとともに、国際専門官にとって必要な能力や気質、やりがいなどについての講義を受けた。

###### イ 講義「長期派遣専門家の仕事」

伊藤国際協力部副部長から、かつて長期派遣専門家としてラオスで勤務されていた経験を基に、現地で一緒に肩を並べて仕事することの重要性、現地の法整備支援を進める上で、日本と支援国の言葉、歴史、文化などの背景の違いをきちんと把握する必要があるとともに、支援国主体の法整備支援の重要性についての説

明を受けた。

また、伊藤国際協力部副部長は、現地の方に少しでも近づくためにラオス語を勉強されていたことや、自らの法整備支援の経験から、長期派遣専門家に必要な知識及び能力、法整備支援の魅力について語られた。

#### ウ 講義「各国法整備支援の概要2」

国際協力部の小島麻友子、氷室隼人、高梨未央、村田邦行の各教官から、カンボジア、モンゴル、ラオス、中国、バングラデシュ、ウズベキスタン、ミャンマーへの日本の法整備支援の現状等の説明を受けた。

#### エ 海外研修オリエンテーション

小島教官及び今村国際専門官から、国外研修における心構えや注意事項等の説明を受けた。

## 2 国外研修

### (1) 2019年11月14日（木）

#### ア ミャンマー長期派遣専門家との意見交換

JICAプロジェクト事務所を訪問し、検事出身の岩井長期派遣専門家、裁判官出身の高木長期派遣専門家及び弁護士出身の小松長期派遣専門家が現地の伝統衣装であるロンジェを腰に巻いて、現地スタッフと一緒に仕事をしている雰囲気を見学しながら、ミャンマーが抱える問題点やそれに対する日本の法整備支援の取組内容などの説明を受けた上で、研修参加者が長期派遣専門家に質問するなど意見交換を行った。

#### イ 連邦法務長官府（UAGO）とのミニセミナー

連邦法務長官府を訪問し、ミャンマー側と日本側が対面する形で、岩井長期派遣専門家司会の下、ミニセミナーが開催された。

まず、日本側が事前に用意してきた「日本の権力分立と立法過程」及び「日本の法曹人材育成について」のテーマについて、ミャンマー語に翻訳したパワーポイントを使用しながら、研修参加者の遠藤民事局付及び山内検事が通訳人を介して、それぞれのテーマに関するミャンマーと日本の違いについて説明を行った後、質疑応答を行った。

次に、ミャンマー側からも、パワーポイントを使用しながらミャンマーの歴史的背景を交えつつ、現在のミャンマーの上記テーマに関する制度の説明があった後、質疑応答を行った。

### (2) 2019年11月15日（金）

#### ア ヤンゴン東地方裁判所訪問・裁判傍聴等

ヤンゴン東地方裁判所を訪問し、実際に裁判を傍聴する前に、裁判官から、年間を通じて刑事・民事事件の件数が3,000件程度あること、主に刑事事件では薬物事件が多く、民事事件では土地関係に関する契約違反、金銭貸借違反事件などが多いことなどの事前説明を受けた上、質疑応答を行った。

事前説明等を受けた後、実際に4つの刑事事件を傍聴し感じたこととしては、ミャンマーでは殺人事件などの重大事件でさえ、単独制を採用していること、法廷内に法廷が開かれている事件とは全く関係がない次の事件の被告人が同じ法廷内に傍聴人から見える形で待機していること、法曹関係者は、法曹関係者ごとに色が指定された帽子を被って裁判に臨んでいることなど日本の裁判との違いを実感することができた。

#### イ JICAミャンマー事務所訪問・講義

ヤンゴン市内にあるJICAミャンマー事務所を訪問し、ミャンマーの歴史的・社会的背景、産業等の概要説明を受けた後、JICAがミャンマーにおいて実施している支援活動について具体的な説明を受けた。

特に、ミャンマーにおいては、売春や強制労働などの搾取を伴う人身取引が深刻な社会問題となっており、その解決に向けて、JICAは、多機関連携ネットワークを通じて、人身取引対策に従事する中核人材を育成したり、人身取引被害者情報センターの機能強化を通じて被害者保護・帰還、社会復帰の活動を重点的にに行っているという説明を受けた。

#### ウ 在ミャンマー日本国大使館訪問

在ミャンマー日本国大使館を訪問し、自らもミャンマー長期派遣専門家として勤務された経験を持つ國井弘樹一等書記官と面会し、日本の法整備支援の内容及び大使館での業務内容などの説明を受けた。

特に、日本の法整備支援の特徴は、現地の方と同じ職場で日々一緒に仕事をしているからこそミャンマーの法整備が抱える問題点を把握することができる上、日本側からのアドバイスにも耳を傾けてくれること、法整備支援をすることで、日本の企業がミャンマーに進出しやすくなり、ミャンマー国内の雇用を生み、ミャンマーの経済発展に資すること、日本のマーケット市場や友好国が増えることなどが挙げられることの説明を受けた。

國井一等書記官は、ミャンマーの法整備支援に関わることは、自らの検察官時代には味わえなかったすばらしい仕事であることを実感されていた。

### (3) 2019年11月18日(月)

#### ア ラオス長期派遣専門家との意見交換

JICAプロジェクト事務所を訪問し、検事出身の伊藤長期派遣専門家から、ラオスにおける日本の法整備支援のプロジェクト内容についての説明を受けた。

具体的には、法律人材育成強化プロジェクトの一環として、刑事訴訟法・民事訴訟法のチャート、契約内債務法・契約外債務法ハンドブック、刑事訴訟法・民事訴訟法ハンドブック、実際の事件を取り上げた刑事・民事の模擬事件記録などを作成した旨の説明を受けた。

今後の目標としては、ベトナムにおいて、ベトナムの法律をまとめた「ベトナム六法」が作成されたことに伴い、ラオスにおいても「ラオス六法」を作成する

動きがあり、一般への普及を軸として、関係各署に対しアンケートを実施した上で、その意見を吸い上げ、実用に即したものを作成する予定があること、また、自白法則、違法収集証拠排除法則などの問題を中心として、同じ問題について、ラオス、ドイツ、アメリカ、日本、ベトナムの各国の法律を適用した場合の回答をまとめた証拠法 Q&A 集の作成に取り組んでいる旨の説明を受けた。

#### イ 最高人民検察院表敬及び協議

最高人民検察院を訪問し、ラオスの伝統的なお菓子を頂きながら、ラオス側から、日本が長きにわたり長期専門家を現地に派遣してくれていること、あくまで、ラオス側主体の法整備支援に徹してくれていることに非常に感謝していることを伝えられた。

また、今年で日本のラオスに対する法整備支援が20周年に当たる年であり、今後も法整備に関して日本からの支援継続を希望していることを伝えられた。

その後、協議を行い、ラオス側が今後改善していく必要のある事項として、ラオスにおける法曹教育のカリキュラムが、法律一般者向けと実務家向けが混在していることを挙げられた。

#### ウ 国立司法研修所表敬及び参加者による講義

国立司法研修所を訪問し、100人くらいの学生に対して、ラオス語に翻訳されたパワーポイントを使用しながら、同時通訳で、日本側が事前に用意してきた「日本の権力分立と立法過程」については、研修参加者の遠藤民事局付が講義を行い、「日本の法曹人材育成について」については、山内検事と伊藤検事が講義を行った。

講義後、学生から日本側に質問があり、具体的には、日本の場合、「良い憲法」をどのように考えるか、軍事や行政関係の事案の場合、その事案の公平性はどのように担保されるのか、裁判の独立性は、どのようにして透明性を確保できるのか、裁判官の汚職対策はどのようなものかというものであった。

これらの質問に対して活発な議論が交わされた後、日本側からも学生に対して、ラオスの裁判システムについてどのような考えを持っているのかを尋ねたところ、ラオスにおいて裁判が遅延していることが正義に反すること、法に対して不信感を持っていること、裁判官の保障が不十分であることなど問題意識を持っていることが分かった。

### (4) 2019年11月19日(火)

#### ア ビエンチャン首都裁判所訪問・裁判傍聴等

ビエンチャン首都裁判所を訪問し、薬物事件の裁判を傍聴した。

ラオスの裁判は、日本の裁判と構造が似ている部分もあるが、ラオスの法廷は、法廷と傍聴席との間にバーがなく、被告人が傍聴席に座っていること、裁判は原則3人の裁判官で行っていることなど日本の裁判との違いを認識した。

裁判傍聴後、3人の裁判官から説明を受けた上、日本側から質問をする機会が

設けられたことで、ラオスにおいては、法律上、裁判が始まるまでに訴訟記録を裁判官が事前に見ることができること、傍聴席に被告人が座っている点について、被告人が逃走したり、暴れる危険性の判断は事前に記録を見ることで判断していることから、傍聴席に被告人が座っていることについては問題がないことなど日本との違いを認識することができた。

#### イ 刑事法SWG会合傍聴

ラオスプロジェクト事務所で行われている、証拠法のQ&A集に関するワーキンググループの会合の様子を見学した。

今回の会合の目的としては、伊藤長期派遣専門家から、作成した上記Q&A集の最終チェック及び合同調整委員会（JCC）への報告会議で提示され得る可能性のある質問事項を予測し、それに備えるための会合をしている旨の説明を受けた。

会合は、ラオス主導で行いつつ、伊藤長期派遣専門家がJCCから事前に提示されている質問にどう対応するべきか、また、上記Q&A集の体裁面を統一する必要があること、プライバシー保護の観点から判例集の人物名をマスキングする必要があるなどのアドバイスを行っていた。

#### ウ JICAラオス事務所訪問

JICAラオス事務所を訪問し、ラオスの概況及びラオスにおけるJICA事業の概要についての説明を受けた。

JICAが支援しているラオス各地の特産物である、サイニャブリの象の形をした藍染のコットン製品のキーホルダー及びウドムサイの手織りのハンカチを購入した。

どの製品も、手作りでかわいくて、機能的にもしっかりしたものであり、日本において愛用している。

### 3 国内研修後半

#### (1) 2019年11月20日（水）

資料整理・レポート作成

帰国後、各自が担当している議事録の作成、国外研修前に各自が設定した今回の研修での課題発表のための資料作成を行った。

#### (2) 2019年11月21日（木）

課題発表・統括質疑応答

研修参加者7人全員が、海外研修に行く前に設定した課題について、1人20分程度で課題発表を順次行い、質疑応答を行った。

同じ研修に参加していても、各自の職業柄の違いもあると思われるが、感じ方は違うということを確認した。

## 第4 所感

本研修でミャンマーとラオスを訪問したことで、文献だけでは分からない長期派遣専

門家の活動を実際に見ることができ、また、現地のカウンターパートの方々と意見交換等をする機会が設けられたことで、日本の法制度整備支援に対する考え方を肌で感じることができた。

また、支援国に法制度整備支援をしていくためには、支援国と日本の社会的背景や法制度の相違を認識した上で、自国の法制度についてしっかりと理解していなければならないということも痛感した。

このようなすばらしい法制度整備支援を行っている国際協力部で、今回の研修で固い絆で結ばれた研修参加者と再会し、共に法制度整備支援活動に関わっていける機会があれば幸いである。